

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者健康手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の生活、健康等の現状などを把握することを目的とする。

2. 調査の種類及び対象者

(1) 国内調査

国内に居住している被爆者（平成17年9月1日現在）のうち、抽出率1/4で無作為に抽出した者とする。

(2) 国外調査

国外に居住している被爆者及び在外被爆者渡日支援等事業（平成16年12月21日健発第1221003号）の3の（6）のアに基づく被爆確認証の交付を受けている者（以下「手帳関係被爆確認証交付者」という。）とする。（いずれも平成17年9月1日現在）

3. 調査基準日

平成17年11月1日（火）とする。

4. 調査の内容

(1) 国内調査

第4章 参考資料 4.（1）の調査票（国内用）のとおりとする。

(2) 国外調査

第4章 参考資料 4.（2）の調査票（国外用）のとおりとする。

5. 調査機関

厚生労働省が各都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長に委託し、それぞれの原爆被爆者対策主管部（局）（以下「主管部（局）」という。）が調査票の送付及び回収を行う。

6. 調査方法

主管部（局）が調査対象者に調査票を郵送する。調査対象者がこれに記入して主管部（局）に返送し、主管部（局）が厚生労働省（健康局総務課）に提出する。

7. 調査の実施状況

(1) 国内調査

無作為抽出による調査対象者 65,217 人のうち死亡、海外滞在等の長期不在及び所在不明の事実が判明したものを除いた被爆者 65,109 人に対し「原子爆弾被爆者実態調査調査票」を郵送して調査を実施した。回答のあった者は 48,689 人であり、回収率は 74.8%であった。

(2) 国外調査

国外に居住している、平成 17 年 9 月 1 日現在の被爆者及び手帳関係被爆確認証交付者 3,058 人のうち死亡、海外滞在等の長期不在及び所在不明の事実が判明したものを除いた被爆者 3,039 人に対し「原子爆弾被爆者実態調査調査票」を郵送して調査を実施した。回答のあった者は 2,499 人であり、回収率は 82.2%であった。

以下の報告は、生存者調査に回答のあった国内調査 48,689 人、国外調査 2,499 人についてとりまとめたものである。